



県章

# 山形県公報

平成16年3月5日(金)

第1522号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則.....	(市町村課) ...	249
山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則.....	(学事振興課) ...	250

### 告 示

有害図書類の指定.....	(文化振興課) ...	251
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....	(障害福祉課) ...	253
山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....	(農政企画課) ...	同
土地改良事業施行の認可.....	(村山総合支庁農村計画課) ...	254
開発行為に関する工事の完了.....	(最上総合支庁建築課) ...	同
道路の区域の変更.....	(置賜総合支庁建設総務課) ...	同
県道の供用の開始.....	(同) ...	同
建設業の許可の取消し.....	(庄内総合支庁建設総務課) ...	255
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....	(出納局) ...	同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程.....	256
------------------------------	-----

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(村山総合支庁企画振興課) ...	257
大規模小売店舗の新設の届出.....	(商業振興課) ...	258
大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....	(同) ...	同
大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....	(同) ...	259
二級建築士試験及び木造建築士試験の実施.....	(建築住宅課) ...	同
平成16年度猟銃等講習会の開催.....	(公安委員会) ...	同

### 正 誤

## 規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第12号

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則(昭和38年7月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 市町村合併推進事業

知事が別に指定する合併重点支援地域における市町村が行う市町村の合併に資する施設の整備事業  
第4条第1項第2号イ中「第2条第4項第1号」を「第2条第4項第3号」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の山形縣市町村振興資金貸付規則に基づいて既に貸付けしている資金については、なお従前の例による。

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月5日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第13号

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則

山形県立米沢女子短期大学学則(昭和48年3月県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第23条中「及び次の各号に掲げる書類等に」を「に学長が別に定める書類及び」に改め、同条各号を削る。

第24条第1項中「選考を行う」を「学長が別に定めるところにより、選考を行う」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第25条第1項中「戸籍抄本又は外国人登録済証明書」を「学長が別に定める書類」に改め、同条第2項中「保護者で、かつ、学生に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない」を「保護者とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、学生が成年者又は学長が別に定める者である場合にあつては、学生に関する一切の責任を負うことのできる成年者とする。

第33条に次の2項を加える。

- 2 本学に学生部長を置き、本学の教授をもつて充てる。
- 3 本学附属図書館に図書館長を置き、本学の教授をもつて充てる。

第41条の次に次の1条を加える。

(授業の開放)

第41条の2 学長は、必要と認めるときは、本学において行う授業の一部を本学の学生以外の者に開放することができる。

- 2 前項の規定による授業の開放に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1中

「	教	養	ゼ	ミ	2		30	を
」								
「	教	養	ゼ	ミ	2		30	に、
」	就	職	支	援	講	座	15	

「人間形成論」を「現代社会と教育問題」に改める。

別表第2中

「	卒	業	研	究	4		を
」							
「	卒	業	研	究		4	に改める。
」							

別表第5中「図書館システム論」を「図書館情報学特論」に、「経営システム演習」を「経営情報システム演習」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7

教職に関する科目

授 業 科 目	単 位 数		学 修 時 間 (時間)
	必 修	選 択	
教 職 の 意 義 と 教 員 の 役 割	2		30
教 育 原 理	2		30
発 達 と 学 習	2		30
学 校 教 育 の 制 度 及 び 経 営		2	30
教 科 教 育 法 (国 語 ・ 英 語 ・ 社 会)	2		30
道 徳 と 特 別 活 動 の 指 導 法	2		30
生 徒 指 導	2		30
教 育 相 談	2		30
現 代 の 課 題	2		30
教 育 実 習	4		180
事 前 ・ 事 後 指 導	1		45

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1、別表第2、別表第5及び別表第7の規定は、平成16年度以後において山形県立米沢女子短期大学(以下「短大」という。)に入学する者(次項に規定する転学者を除く。)について適用する。

3 この規則の施行の際現に短大に在学する者及び転学者(平成16年度において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。)については、改正前の別表第1、別表第2、別表第5及び別表第7の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の別表第1中

「	教 養 ゼ ミ	2		30	とあるのは、
「	教 養 ゼ ミ 就 職 支 援 講 座	2	1	30 15	とする。
」					」

**告 示**

山形県告示第250号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

(図 書)

指定 番号	題 名	図 書 コード	発 行 所 等	指定の理由
8059	カルビPOWER 3月号	02591 - 03	若 生 出 版 (株)	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8060	Yha!Hip&Lip 3月号	08877 - 3	ワニマガジン社	
8061	漫画ローレンス交雪 3月号	18387 - 3	(株) 綜 合 図 書	
8062	マガジン・ウォー・ウルフ vol.004	11804 - 03	(株)マガジンマガジン	

8063	漫画実話ナックルズ vol.12	04878 - 3	ミリオン出版(株)
8064	レディースコミック微熱3月号	09663 - 3	セブン新社
8065	BOMBER 03	08513 - 03	KKベストセラーズ
8066	別冊GON! 3月号	18185 - 3	ミリオン出版(株)
8067	危険な愛体験Special 3月号	02893 - 3	サニー出版(株)
8068	レディースコミック・タブー3月号	19673 - 03	三和出版(株)
8069	愛の体験スペシャルDX 3月号	11585 - 3	竹書房
8070	コミックアムール3月号	03801 - 03	(株)サン出版
8071	ワタシが貴方にできるコト	50162 - 53	(株)双葉社
8072	百花繚乱 3月号増刊	19624 - 03	宙出版
8073	特別診察室	47351 - 39	(株)マガジンマガジン
8074	ホワッツ・ザ・ジャスティス!?	57605 - 50	竹書房
8075	インディーズ無料サイトガイド7	63619 - 34	(株)芸文社
8076	ケータイインディーズゲキウラ vol.6	61810 - 90	英知出版(株)
8077	P-Zone 3月号	07703 - 03	(株)グローリー

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類(図書)

番号	題名	区分	発行所等
1	素人妻自身3月増刊号	05138 - 03	平和出版(株)

(録画テープ等)

番号	題名	区分	発行所等
1	月刊 長谷川ゆい	ビデオ	(株)サイボーグ
2	吉岡美奈はいかがでしょう	ビデオ	ONE MORE CHANCE
3	夜の治療院4	ビデオ	(株)ゴーコンプキ

山形県告示第251号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会 西置賜郡飯豊町大字椿3642番地	社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会訪問介護ステーション福祉の里めざみ 西置賜郡飯豊町大字椿3642番地	知的障害者居宅介護	平成16年1月15日
社会福祉法人南陽 南陽市宮内3750番地の1	ほなみホームヘルプステーション 南陽市宮内4653番地1	知的障害者居宅介護	同 1月19日
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	けやきの杜 鶴岡市泉町8番50号	知的障害者地域生活援助	同 1月22日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	希望ヶ丘第10グループホーム 西村山郡河北町谷地月山堂390-1	知的障害者地域生活援助	同
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	吹浦荘第3グループホーム 酒田市相生町一丁目6番7号	知的障害者地域生活援助	同
社会福祉法人敬天会 北村山郡大石田町大字大石田甲574番地	つばさ寮 北村山郡大石田町大字大石田乙697番地	知的障害者地域生活援助	同 1月23日
社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂字川原4687番地	グループホームとまとはうす 山形市富の中二丁目12番22号	知的障害者地域生活援助	同
社会福祉法人山形市社会福祉事業団 山形市蔵王半郷1366番地の2	指定知的障害者地域生活援助事業所 蔵王 わかくさ 山形市蔵王半郷754番地	知的障害者地域生活援助	同 2月20日

山形県告示第252号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.2パーセント」を「年1.15パーセント」に、「1.0パーセント」を「0.95パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成16年1月26日から適用する。
- 平成16年1月26日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第253号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
寒河江川土地改良区(原の内地区)
- 2 認可年月日  
平成16年2月16日

## 山形県告示第254号

次の開発行為は、完了した。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成16年1月30日 指令最総建第13号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1378、1380 - 1、1409 - 1、1413 - 1、1414、1415、1416 - 1、1417 - 1、1418、1448 - 23の一部、1409 - 1地先の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
最上郡大蔵村大字清水5278番地  
山形もがみ農業協同組合 代表理事組合長 加藤憲治

## 山形県告示第255号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月5日から同年3月18日まで縦覧に供する。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大塚米沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市六郷町桐原字先達前式172番3から 同 西藤泉字板橋607番1まで	旧	14.8メートル ↓ 9.6	メートル 1,649
同 上	新	16.0メートル ↓ 9.6	同 上

## 山形県告示第256号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月5日から同年3月18日まで縦覧に供する。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 米沢市六郷町桐原字先達前式172番3から  
同 西藤泉字板橋607番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年3月5日

山形県告示第257号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成16年3月5日

山形県知事 高橋和雄

1 処分をした年月日

平成16年2月24日

2 処分を受けた者

- (1) 商号 有限会社加藤興業
- (2) 主たる営業所の所在地 東田川郡余目町大字余目字大塚34番地1
- (3) 代表者の氏名 加藤 治郎
- (4) 許可番号 山形県知事許可(般-12)第701181号

3 処分の原因となった事実

有限会社加藤興業が建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなったことは、同法第29条第1項第1号に該当する。

山形県告示第258号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月5日

山形県知事 高橋和雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「東置賜郡高畠町大字 高畠906番地」 を 「東置賜郡高畠町大字 高畠920番地」 に改める。

別表第2中

県公金の 収納事務	株式会社 山形銀行 市北支店	山形市相生町8番26 号	株式会社 山形銀行 県庁支店	を
	" 東原支店	" 東原町三丁目 9番2号	" "	

「 県公金の  
収納事務  
株式会社  
山形銀行  
東原支店  
山形市東原町三丁目  
9番2号  
株式会社  
山形銀行  
県庁支店」 に、

を

" 長岡支店	" 中里四丁目 1番39号	" "
" 東根支店 本町出張所	東根市大字東根甲 537番地	" "

「 " 長岡支店 " 中里四丁目 1番39号 " "」 に、

「 県公金の  
収納事務  
(口座振替に  
よるものに限  
る。) " 本店営業部  
十日町出張所  
山形市十日町二丁目  
4番1号 " "」 を

県公金の 収納事務 (口座振 替による ものに限 る。)	〃 宮町支店 市北出張所	山形市相生町 8 番26 号	〃	〃
	〃 本店営業部 十日町出張所	〃 十日町二丁目 4 番 1 号	〃	〃

に、

〃 長井支店 長井南出張所	長井市四ツ谷二丁目 1 番26号	〃	〃
------------------	---------------------	---	---

を

〃 長井支店 長井南出張所	長井市四ツ谷二丁目 1 番26号	〃	〃
〃 東根支店 本町出張所	東根市大字東根甲 537番地	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、平成16年 3月 8日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定中株式会社山形銀行市北支店及び宮町支店市北出張所に係る部分は、平成16年 3月15日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第17号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 3月 5日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 安 部

敏

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙事務取扱規程（昭和35年 7月県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第38条（見出しを含む。）中「不在者投票等」を「不在者投票」に改める。

第39条の見出し中「不在者投票等」を「不在者投票」に改め、同条中「又は市町村の委員会の委員長」及び「又は在外投票」を削る。

第43条の 2 の表中「、令第65条の13（選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村における在外投票の方法）又は令第65条の14（選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における在外投票の方法）」を「又は令第65条の13（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）第 1 項の規定により読み替えて適用される令第53条」に、

令第65条の17（在外投票の手續の変更及び投票用紙の返還等）第 2 項又は第 3 項

を

令第65条の13（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）第 1 項の規定により読み替えて適用される令第64条第 2 項又は令第65条の17（在外投票の手續の変更及び投票用紙の返還等）第 2 項

に改め、同条に次の 1 項を加え

る。



2 市町村の委員会は、令第65条の13(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)第3項の規定により告示をするときは、別記第43号様式の2に準じてしなければならない。

別記第42号様式中「第42号様式(不在者投票等の時間の特例を定めた場合の告示)」を「第42号様式(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)」に改め、「及び在外投票」を削る。

別記第43号様式の次に次の1様式を加える。

第43号様式の2(在外選挙人に係る期日前投票所の告示)

告示第 号

年 月 日執行の 選挙につき、在外選挙人名簿に登録された選挙人が投票をすることができる期日前投票所を次のとおり定めた。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名

期 日 前 投 票 所 名	期日前投票所の施設の名称	所 在 地

#### 附 則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 改正後の山形県公職選挙事務取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 申請のあった年月日  
平成16年2月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 サポート唯

(2) 代表者の氏名

須藤 路子

(3) 主たる事務所の所在地

山形市城西町一丁目7番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県内において日々生きるうえで自立を阻害されている女性が、生き生きと暮らすことが出来るよう支援を行う。同時に、女性が自立して生きられるための事業を、県民や行政・企業との連携によって行い、みんなが住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成16年7月5日まで縦覧に供する。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
こまつ書店寿町本店  
山形市寿町110番5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
中野 誠一 山形市あずま町1番59号  
中野 浩一 山形市あずま町1番59号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社こまつ書店 山形市寿町10番27号  
代表取締役 小松 芳一
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成16年11月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,405平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 118台
  - (2) 駐輪場の収容台数 37台
  - (3) 荷さばき施設の面積 59.6平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 10.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前9時30分  
ロ 閉店時刻 午前0時3分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成16年2月20日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年7月5日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により南陽市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに南陽市役所において平成16年4月5日まで縦覧に供する。

平成16年3月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト南陽店

南陽市蒲生田字清水上1470番1外

- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年10月10日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により村山市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに村山市役所において平成16年4月5日まで縦覧に供する。

平成16年3月5日

山形県知事 高橋和雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
村山ショッピングプラザ  
村山市大字楯岡字渋田5381番外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
平成15年10月10日
- 3 意見の概要  
意見なし

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条の17第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を財団法人建築技術教育普及センターが次のとおり実施する。

平成16年3月5日

山形県知事 高橋和雄

- 1 試験の日時及び場所

区 分		日 時	場 所
二 建 築 試 験	学 科 の 試 験	平成16年7月4日(日) 午前10時から午後5時10分まで	山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校
	設 計 製 図 の 試 験	平成16年9月26日(日) 午前11時30分から午後4時まで	同 上
木 建 築 試 験	学 科 の 試 験	平成16年7月25日(日) 午前10時から午後5時10分まで	同 上
	設 計 製 図 の 試 験	平成16年10月10日(日) 午前11時30分から午後4時まで	同 上

- 2 受験手続

受験申込書を、平成16年4月12日(月)から同月16日(金)までの間に山形市城北町一丁目12番26号社団法人山形県建築士会に、又は同月12日(月)及び13日(火)に同社団法人が東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8三川町商工会館内に設置する受付に原則として申込者本人が直接提出すること。

- 3 その他

詳細については、土木部建築住宅課(電話023(630)2643)又は社団法人山形県建築士会(電話023(643)4568)に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年3月5日

山形県公安委員会

委員長 吉田美智子

- 1 開催の日時、場所等

(1) 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会

年 月 日	時 間	場 所	講 習 内 容	手 数 料
平成16年6月24日	午前9時から 午後4時まで	山形警察署	イ 猟銃及び空気銃の所持に 関する法令 3時間 ロ 猟銃及び空気銃の使用、 保管等の取扱い 2時間	6,800円
平成17年2月9日				
平成16年5月11日		鶴岡警察署		
平成16年9月29日		酒田警察署		
平成16年8月26日		米沢警察署		
平成16年11月10日		新庄警察署		

(2) 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者に対する講習会

年 月 日	時 間	場 所	講 習 内 容	手 数 料
平成16年6月11日	午前9時から 正 午まで	山形市 山形国際交流プラザ	イ 猟銃及び空気銃の所持に 関する法令 2時間 ロ 猟銃及び空気銃の使用、 保管等の取扱い 1時間	3,000円
平成17年1月13日				
平成16年8月3日		鶴岡警察署		
平成17年3月3日				
平成16年5月18日		酒田警察署		
平成16年10月20日				
平成16年7月6日		米沢市 アクティ米沢		
平成16年11月5日				
平成16年5月27日		新庄市 新庄市民プラザ		
平成16年11月25日				
平成16年11月18日		村山警察署		
平成16年5月14日		南陽警察署		
平成16年6月2日		長井警察署		
平成16年9月15日				

平成16年4月27日		寒河江警察署	
平成16年12月2日			
平成16年9月2日		天童警察署	
平成16年10月7日		上山警察署	
平成16年6月29日		尾花沢警察署	
平成16年7月29日		小国町 ショッピングセンター アスモ	

2 受講の申込み

講習を受けようとする者は、「猟銃等講習受講申込書」1通(申請者の住所地を管轄する警察署以外の場所で講習を受けようとする場合は、2通)に、それぞれ所要事項を記載した上、写真1枚(申請者の住所地を管轄する警察署以外の場所で講習を受けようとする場合は、2枚)を添えて講習会の前日までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成12. 3.31	号外(20)	8	下から12	送致の	送付の
平成16. 2.17	第1517号	163	下から1	11	1
同 2.20	第1518号	173	36	大字田口沢	大字口田沢

平成16年3月5日印刷  
平成16年3月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056